

評議員及び理事選任に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）評議員及び役員選任規則（以下「選任規則」という。）第8条に基づき、評議員及び理事候補者の選任に関する事項を定める。

(評議員候補者の人数の内訳)

第2条 選任規則第2条第1号に定める評議員候補者126名以内のうち、原則として18名以上を女性候補者とする。

2. 選任規則第2条第2号に定める評議員候補者4名以内のうち、原則として2名を女性候補者とする。

(理事候補者の人数の内訳)

第3条 選任規則第4条第1号に定める理事候補者9名以内のうち、原則として4名以上を女性候補者とする。なお、加盟競技団体による互選の調整は、日本スポーツ協会競技団体評議員連合会に依頼する。

2. 選任規則第4条第2号に定める理事候補者9名以内のうち、原則として3名以上を女性候補者とする。なお、加盟都道府県体育・スポーツ協会による互選の調整は、都道府県体育・スポーツ協会連合会に依頼する。

3. 選任規則第4条第3号に定める理事候補者10名以内のうち、原則として3名以上を女性候補者とする。

(学識経験理事の位置づけ)

第4条 選任規則第4条第3号に定める学識経験理事は、組織運営（法務、会計、政・財・官界、学術、経営等）に関する専門的知見を持つ有識者とし、スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉において定義されている外部理事として位置づける。ただし、本会事務局長が理事に選任された場合は、外部理事に含めないものとする。

第5条 本細則の改廃は、理事会の議決による。

附則

1. 本細則は、令和4年6月24日から施行する。